

大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 平成 28 年 3 月 29 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

- 日程第 1 (議案第 10 号) 大和市立小中学校規模適正化基本方針について
- 日程第 2 (議案第 11 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 (議案第 12 号) 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第 4 (議案第 13 号) 大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 (議案第 14 号) 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 (議案第 15 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 (議案第 16 号) 大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 (議案第 17 号) 大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 9 (議案第 18 号) 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 日程第 10 (議案第 19 号) 大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について
- 日程第 11 (議案第 20 号) 大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 12 (議案第 21 号) 夏休み子どもまなびや事業実施要綱を廃止する要綱について
- 日程第 13 (議案第 22 号) 放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 14 (議案第 23 号) 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 15 (議案第 24 号) 異議申立てに対する決定について
- 日程第 16 (議案第 25 号) 大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について  
(諮問)
- 日程第 17 (報告第 1 号) 平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 10 号

大和市立小中学校規模適正化基本方針について

大和市立小中学校規模適正化基本方針について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 11 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



平成 28 年 3 月 2 日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿



大和市長 大 木



大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（回答）

このことについて、地方自治法第 180 条の 7 に基づき協議された件（平成 28 年 2 月 16 日付協議書）について、下記のとおり同意いたします。

【同意する事項】

- (1) 教育委員会の権限に属する事務のうち、「文化スポーツ部長及び図書館の職員」「文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員」に補助執行させる事務について、平成 28 年 4 月 1 日から下記のとおり改正するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

補助執行させる職員（改正後）	補助執行させる職員（現行）
文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員	文化スポーツ部長及び図書館の職員
	文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員

- (2) 教育委員会の権限に属する事務のうち、(1) の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成 28 年 9 月 1 日から下記のとおり改正するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

補助執行する事務（改正後）	補助執行する事務（現行）
<u>(削除)</u>	1 <u>視聴覚ライブラリーの事業計画に関すること。</u> 2 <u>視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。</u>

- (3) 教育委員会の権限に属する事務のうち、(1) の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成 28 年 11 月 3 日から下記のとおり改正するものとする。

別表第1 (第2条関係)

補助執行する事務 (改正後)	補助執行する事務 (現行)
1 図書館の事業計画に関すること。 2 図書館に関すること。 3 図書資料等の選択に関すること。 4 読書活動の推進に関すること。	1 図書館の事業計画に関すること。 2 図書館の管理運営に関すること。 3 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。 4 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。 5 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。 6 館外奉仕に関すること。 7 読書活動の推進に関すること。 8 読書会その他各種行事の開催に関すること。
1 学習機会提供の総合管理に関すること。 2 生涯学習センターの事業計画に関すること。 3 生涯学習センター (大和市生涯学習センターを除く。) の管理運営に関すること。 4 大和市生涯学習センターに関すること。 5 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 6 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 7 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。	1 学習機会提供の総合管理に関すること。 2 生涯学習センターの事業計画に関すること。 3 生涯学習センターの管理運営に関すること。 4 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 5 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 6 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。

(4) 上記(2)については、1月28日付で市議会に提出するよう申し出をした「大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例」が可決、公布された場合に適用するものとする。

(5) この補助執行において、文化スポーツ部長は所属職員を指揮監督するものとする。

(6) この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

(7) この補助執行におけるその他の必要な事項は、教育委員会が別に定める。

事務担当  
 政策部行政改革推進課  
 行政改革推進担当  
 内線 5352

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

文化スポーツ部長及び図書館の職員	を	文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員	に改める。
文化スポーツ部長及び図書館の職員			
文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員			

別表第2(1) 文書関係の表中

異議申立	① 異議申立書の受理	決定書の決定	を
	② 補正及び釈明の命令		

審査請求	補正の命令	① 審査請求書 受付の報告	に改める。
		② 裁決	

別表第2(3)その他の表中

施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	① 協定書の締結 ② 事業報告書の受理 ③ 利用料金及び協定書に定める教育委員会の承認	を
-----------------------------------	---	---

① 施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	① 協定書の締結 ② 管理運営等の評価 ③ 利用料金及び協定書に定める教育委員会の承認	に改める。
② 事業報告書の受理		

別表第3市民課の項中「。(所定)」を「(所定)」に改め、同表文化振興課の項中「条例」の次に「(昭和30年神奈川県条例第13号)」を加え、「同条例の施行等に関する規則」を「神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号)」に改め、同表スポー

ツ課の項中「使用者」を「利用者」に改め、「使用許可」の次に「(所定職員に専決させること。)」

を加え、同表中 「

図書館
生涯学習センター

」 を 「

図書・学び交流課
----------

」 に、

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの（所定職員に専決させること。）</li> <li>② 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設使用者登録（所定職員に専決させること。）</li> <li>③ 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の使用許可（所定職員に専決させること。）</li> <li>④ 生涯学習センター関係機関との連絡調整</li> <li>⑤ 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの（所定職員に専決させること。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</li> <li>② 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので異例なもの</li> <li>③ 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</li> </ul>
---	---

を

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの（所定職員に専決させること。）</li> <li>② 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設利用者登録（所定職員に専決させること。）</li> <li>③ 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設の使用許可（所定職員に専決させること。）</li> <li>④ 生涯学習センター関係機関との連絡調整</li> <li>⑤ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの（所定職員に専決させること。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</li> <li>② 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので異例なもの</li> <li>③ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</li> </ul>
--	--

に

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

改正案

別表第1 (第2条関係)

事務	職員
略	
1～8 略	文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員
1・2 略	
1～10 略	
1～6 略	
略	

別表第2 (第4条関係)

(1) 文書関係

決裁事項 決裁者	主幹 兼係 長	課 長	次 長	部長	教育長	備考
略						
一般 文書	略	審査 請求	補正の命令	① 審査請求 の報告	② 裁決	略
略						

(3) その他

決裁事項 決裁者	主幹 兼係 長	課 長	次 長	部長	教育長	備考

現行

別表第1 (第2条関係)

事務	職員
略	
1～8 略	文化スポーツ部長及び図書館の職員
1・2 略	文化スポーツ部長及び図書館の職員
1～10 略	文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員
1～6 略	
略	

別表第2 (第4条関係)

(1) 文書関係

決裁事項 決裁者	主幹 兼係 長	課 長	次 長	部長	教育長	備考
略						
一般 文書	略	異議 申立	異議申立 書の受理	① 補正及び 釈明の命令	決定書の 決定	略
略						

(3) その他

決裁事項 決裁者	主幹 兼係 長	課 長	次 長	部長	教育長	備考



略	略	略	略	略	略
指定管理	① 施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	② 事業報告書の受理	① 施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	② 事業報告書の受理	③ 略
略	略	略	略	略	略

略	略	略	略	略	略
指定管理	施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	② 事業報告書の受理	① 施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	② 事業報告書の受理	③ 略
略	略	略	略	略	略

別表第3 (第4条関係)

補助執行させる課 市民課	決裁事項/決裁者 略	課長 ① 略 ② 学校保健に係る医療券申請の受付及び交付(所定職員に専決させること。)	次長	部長	教育長	備考
文化振興課	文化財の保護	①・② 略 ③ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第36条の8及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号)第40条の規定に基づき処理する事務		略	略	

別表第3 (第4条関係)

補助執行させる課 市民課	決裁事項/決裁者 略	課長 ① 略 ② 学校保健に係る医療券申請の受付及び交付(所定職員に専決させること。)	次長	部長	教育長	備考
文化振興課	文化財の保護	①・② 略 ③ 神奈川県文化財保護条例第36条の8及び同条例の施行等に関する規則第40条の規定に基づき処理する事務 ④ 略		略	略	

		④ 略			
略		略		略	
スポーツ課	略	① スポーツ開放にかかる学校施設利用者登録 ② スポーツ開放にかかる学校施設の使用許可(所定職員に専決させること。)	略	略	略
略		略		略	
図書・学 び交流 課	略	① 略 ② 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設利用者登録(所定職員に専決させること。) ③ 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設の使用許可(所定職員に専決させること。) ④ 略 ⑤ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの(所定職員に専決させること。)	略	①・② 略 ③ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの	略
略		略		略	

		略			
略		略		略	
スポーツ課	略	① スポーツ開放にかかる学校施設利用者登録 ② スポーツ開放にかかる学校施設の使用許可	略	略	略
略		略		略	
図書館	略	① 略 ② 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設利用者登録(所定職員に専決させること。) ③ 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の使用許可(所定職員に専決させること。) ④ 略 ⑤ 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの(所定職員に専決させること。)	公民館	①・② 略 ③ 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの	略
略		略		略	

議案第 12 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関」の次に「並びに大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）別表第3に定める補助執行させる課」を加える。

第2条中「行政文書」の次に「（大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。）」を加える。

第4条を次のように改める。

（公印の保存廃棄等）

第4条 管理者は、改刻又は廃止した公印を教育総務課長に引き継がなければならない。

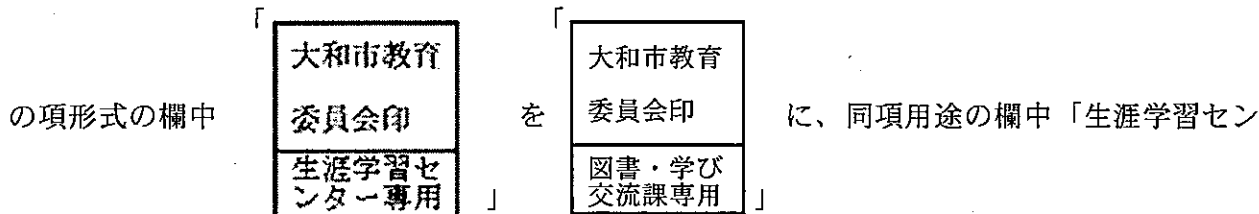
2 教育総務課長は、前項の規定により公印の引継ぎを受けたときは、当該公印が改刻又は廃止された日から起算して10年間保存しなければならない。ただし、委員会印及び教育長印については、永年保存するものとする。

3 前項の保存期間を経過した公印については、焼印、裁断等の方法によって処分しなければならない。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表中「第2条及び第3条関係」を「第3条関係」に改める。

別表庁印の表図書館印の項中「図書館長」を「図書・学び交流課長」に、同表専用委員会印



学習センター の補助執行事 務に係る文書	文化スポーツ部生涯学習 センターつきみ野学習セ ンター館長、林間学習セ ンター館長、桜丘学習セ ンター館長及び渋谷学習 センター館長
----------------------------	---

図書・学び交 流課学習セン ターの補助執 行事務に係る 文書	文化スポーツ部図 書・学び交流課学 習センター館長
--	---------------------------------

に改める。

別表職印の表図書館長印の項管理者の欄中「図書館長」を「図書・学び交流課長」に、同表  
研究所長印の項中「教育研究所名」を「教育研究所長名」に、同表学校給食共同調理場長印の  
項管理者の欄中「学校給食共同調理場長」を「保健給食課学校給食共同調理場長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育局公印規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市教育局、大和市立学校及び学校以外の教育機関並びに<u>大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育局委員会規則第5号）別表第3に定める補助執行させる区</u>において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する公印とは、教育委員会名その他の職名又は庁名により作成する行政文書（<u>大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。</u>）に押印することにより、当該文書が真正であることを認証する印章であって、公印台帳に登録したものをいう。</p> <p>(公印の保存廃棄等)</p> <p>第4条 管理者は、<u>改刻又は廃止した公印を教育総務課長に引き継がなければならぬ。</u></p> <p>2. <u>教育総務課長は、前項の規定により公印の引継ぎを受けたときは、当該公印が改刻又は廃止された日から起算して10年間保存しなければならぬ。ただし、委員会印及び教育長印については、永年保存するものとする。</u></p> <p>3. <u>前項の保存期間を経過した公印については、焼印、裁断等の方法によって処分しなければならぬ。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市教育局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する公印とは、教育委員会名その他の職名又は庁名により作成する行政文書に押印することにより、当該文書が真正であることを認証する印章であって、公印台帳に登録したものをいう。</p> <p>(管理者及び統括者)</p> <p>第4条 <u>公印の管理に関する事務の責任者として、各公印について別表のとおり管理者を置き、教育総務課長がその管理者の事務を統括する。</u></p>



略	略	略	圖書・学び 交流課学習 センターの 補助執行事 務に係る文 書	文化スポーツ 部図書・学び交 流課学習セン ター館長
略				

職印

名称	書体	寸法(ミリメートル)	形式	用途	管理者
図書館長 印	略	略	略	略	文化スポーツ 部図書・学 び交流課長
研究所長 印	略	略	略	教育研究所長 名をもって発 する文書	略
略					
学校給食 共同調理 場長印	略	略	略	略	保健給食課 学校給食共 同調理場長

略	略	略	学習センタ ーの補助執 行事務に係 る文書	文化スポーツ部 生涯学習センタ ーつぎみ野学習 センター館長、 林間学習センタ ー館長、桜丘学 習センター館長 及び渋谷学習セ ンター館長
略				

職印

名称	書体	寸法(ミリメートル)	形式	用途	管理者
図書館長 印	略	略	略	略	文化スポーツ 部図書館 長
研究所長 印	略	略	略	教育研究所 名をもって 発する文書	略
略					
学校給食 共同調理 場長印	略	略	略	略	学校給食共 同調理場長



議案第 13 号

大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

大和市文化財保護条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（第1号様式）」を削る。

第3条第1項中「（第2号様式）」を削り、同条第2項中「（第3号様式）」を削る。

第4条中「（第4号様式）」を削る。

第5条中「（第5号様式）」を削る。

第6条中「（第6号様式）」を削る。

第7条第1項中「（第7号様式）」を削り、同条第2項中「（第8号様式）」を削る。

第8条中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（様式）

第8条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定重要文化財等申請書	第2条
第2号様式	指定重要文化財等指定書	第3条
第3号様式	指定重要文化財等指定書再交付申請書	第3条
第4号様式	指定重要文化財等解除通知書	第4条
第5号様式	指定重要文化財等所有者等変更届	第5条
第6号様式	指定重要文化財等滅失等届	第6条
第7号様式	指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書	第7条
第8号様式	指定重要文化財等現状変更移転等通知書	第7条

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市文化財保護条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(文化財の指定の申請手続)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物(以下「指定重要文化財等」という。)の指定の申請をしようとする者は、指定重要文化財等申請書に、必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第3条 条例第3条第3項に規定する指定書は、指定重要文化財等指定書によるものとする。</p> <p>2 前項に規定する指定重要文化財等指定書を滅失又はき損したときは、指定重要文化財等指定書再交付申請書により、その再交付を申請することができる。</p> <p>(指定の解除通知)</p> <p>第4条 条例第6条第2項に規定する通知は、指定重要文化財等解除通知書によるものとする。</p> <p>(所有者等変更の届出手続)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による届け出は、指定重要文化財等所有者等変更届によるものとする。</p>	<p>(文化財の指定の申請手続)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、指定重要文化財又は指定史跡名勝天然記念物(以下「指定重要文化財等」という。)の指定の申請をしようとする者は、指定重要文化財等申請書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第3条 条例第3条第3項に規定する指定書は、指定重要文化財等指定書(第2号様式)によるものとする。</p> <p>2 前項に規定する指定重要文化財等指定書を滅失又はき損したときは、指定重要文化財等指定書再交付申請書(第3号様式)により、その再交付を申請することができる。</p> <p>(指定の解除通知)</p> <p>第4条 条例第6条第2項に規定する通知は、指定重要文化財等解除通知書(第4号様式)によるものとする。</p> <p>(所有者等変更の届出手続)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による届け出は、指定重要文化財等所有者等変更届(第5号様式)によるものとする。</p>

(減失又はき損当等の届出手続)

第6条 条例第9条の規定による届け出は、指定重要文化財等滅失等届によるものとする。

(現状変更移転等の承認申請手続)

第7条 条例第10条第1項の規定による承認は、指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書によるものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、指定重要文化財等現状変更移転等通知書により、所有者等に通知するものとする。

(様式)

第8条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表 (第8条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定重要文化財等申請書	第2条
第2号様式	指定重要文化財等指定書	第3条
第3号様式	指定重要文化財等指定書再交付申請書	第3条

(減失又はき損当等の届出手続)

第6条 条例第9条の規定による届け出は、指定重要文化財等滅失等届(第6号様式)によるものとする。

(現状変更移転等の承認申請手続)

第7条 条例第10条第1項の規定による承認は、指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書(第7号様式)によるものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、指定重要文化財等現状変更移転等通知書(第8号様式)により、所有者等に通知するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

第4号様式	指定重要文化財等解除通知書	第4条
第5号様式	指定重要文化財等所有者等変更届	第5条
第6号様式	指定重要文化財等滅失等届	第6条
第7号様式	指定重要文化財等現状変更移転等承認申請書	第7条
第8号様式	指定重要文化財等現状変更移転等通知書	第7条

- 第1号様式 (第2条関係)
- 第2号様式 (第3条関係)
- 第3号様式 (第3条関係)
- 第4号様式 (第4条関係)
- 第5号様式 (第5条関係)
- 第6号様式 (第6条関係)
- 第7号様式 (第7条関係)
- 第8号様式 (第7条関係)

議案第 14 号

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫



## 大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）別表第1」を「大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和市条例第1号）別表第5」に改め、同項第16号中「訴願」を「審査請求」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(付議事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>大和市一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和29年大和市区条例第<u>1号</u>）<u>別表第5</u>に定める行政職給料表（1）の4級以上の職員に関するもの。その他の進退に関するもの。</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) <u>審査請求、訴訟、請願及び陳情</u>に関するもの。</p> <p>(17) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(付議事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則</u>（昭和40年大和市区規則第8号）<u>別表第1</u>に定める行政職給料表（1）の4級以上の職員に関するもの。その他の進退に関するもの。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>(16) <u>訴訟、請願及び陳情</u>に関するもの。</p> <p>(17) 略</p> <p>2・3 略</p>